

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

#### 函館市規則第16号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年函館市規則第61号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日（同日以前に新型コロナウイルス感染症（函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）附則第2条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいい、その感染が疑われる発熱等の症状を含む。以下同じ。）に感染した者にあつては、当該新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。